

令和元年5月28日

(与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」
平成31年4月23日 厚生労働大臣への申入書)

婦人保護事業の運用面における見直しについて

平成31年4月16日

与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」

座長 上川 陽子

座長代理 山本 香苗

当PTにおいては、平成28年12月「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」（以下「10の提言」）をとりまとめ、性犯罪・性暴力被害者支援体制に関する予算の拡充やワンストップ支援センターの設置の推進など、与党・政府が一体となって取組を推進してきた。

昨年7月からは、上記10の提言に基づき、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、婦人保護事業の見直しについて具体的な検討が行われ、昨年末に論点整理が行われた。

この論点整理を受け、当PTにおいても、見直し作業を加速化するとともに、運用面で早急に対応を図るべき事項等を以下のとおりとりまとめた。政府におかれては、以下の提言を可能な限り速やかに実現できるよう、最大限ご努力いただきたい。

記

一、 他法他施策優先原則の廃止

平成14年の局長通知で示された婦人保護事業の対象となる女性の範囲のうち、第1の1のエの「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」の規定があることにより、婦人保護施設において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、結果として、必要な支援に結び付かない、長期にわたって自立できないといった事態が発生している。こうした事態を改善するため、直ちに平成14年の局長通知を抜本的に見直し、困難を抱えている女性たちが婦人保護事業による支援につながるようになること。

二、 一時保護委託の積極的活用等

婦人相談所が民間支援団体に対して行う一時保護委託については、保護が必要な若年被害女性などへの支援を進めるため、積極的な活用を図ること。また、被害を未然に防ぐという観点から、一時保護委託の対象者の拡大について、速やかに検討すること。

なお、一時保護委託先施設における一時保護の運用にあたっては、婦人相談所

への来所を必須とすることなく実施可能であることを周知徹底すること。

三、 携帯電話等の通信機器の使用制限の見直し

秘匿性の確保が求められる一時保護所においては、携帯電話等の通信機器の使用が一律制限されているため、一時保護所の機能を有する婦人保護施設においては携帯電話が使えず、利用者が婦人保護施設に入ることのためらい、支援につながらないケースがあると指摘されている。

こうした実態を改善するため、携帯電話等の通信機器の使用を一律禁ずるのではなく、利用者や施設における安全確保の取組状況に応じて使用できるよう、使用制限に関する新たなガイドライン等を作成すること。

四、 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

DV等により都道府県をまたいで支援を必要とする女性に対しては、広域的な連携による支援の仕組みを充実すること。主に若年女性を対象に相談支援を行う民間支援団体においては、地域を限定せずに SNS 等を通じて相談を受け付け、若年女性に寄り添う支援を実施している。このような民間支援団体が、相談してきた若年女性が住む地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、広域的な連携や支援策について検討すること。

五、 SNSを活用した相談体制の充実

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているが、近年、若年層を中心に SNS がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、SNS を活用した相談窓口の開設等について調査研究し、相談体制の拡充を図ること。

六、 一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制等の拡充

一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制の在り方について、実態を把握し、速やかに検討を行うこと。

また、婦人保護施設退所後のアフターケアの拡充を進めるほか、退所前から早期自立を促進するため、日常生活に対応する援助の在り方についても検討を加えること。

七、 児童相談所との連携強化等

婦人相談所等は、子どもを同伴する女性の保護にあたって、児童相談所との連携を強化すること。また、婦人相談員等は市区町村に設置された要保護児童対策

地域協議会のメンバーに加わるなど、日常から顔の見える関係を構築すること。

同時に、同伴児童を含めた被害女性のニーズに合った支援が提供できるよう、
婦人保護事業における専門職の配置基準、基準単価の見直し等を図ること。

また、婦人相談員の処遇については、平成 29 年度及び平成 30 年度に実施した
手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について
検討すること。

以上